

新型コロナウイルス対応 NFAサッカー活動ガイドライン

第 4 版 2021年3月1日作成



- 1 . 活動再開における共通理解事項
- 2 . NFAサッカー活動の目安
- 3 . 事業・活動実施時の感染防止策
- 3-1. 運営サイド・感染対策責任者
- 3-2. チーム・選手・チームスタッフ
- 3-3. 審判
- 3-4. 視察等
- 4. トレーニング再開にむけての準備
- 5-1. 競技会・試合運営の留意点
- 5.1- I 開催の判断
- 5.1-Ⅱ 競技会開催時の感染予防対策
- 5.1-Ⅲ 感染対策のルール
- 5-2. 競技会・試合運営の留意点 (JFAガイドラン手引きからの抜粋)

【更新履歴】

	·	
第1版	2020年6月12日	新規作成
第2版	2020年9月4日	NFA活動の目安(活動再開の基準)更新 感染レベルに応じたNFA事業実施例の追加 JFAガイドライン第6版に準じた感染防止策、競技会試合運営の留意点文言の修正 競技会試合運営の留意点に感染対策のルールを明記
第3版	2020年10月19日	● JFAガイドライン第7版によって対照するページの修正 ● 追加 P5 3-0 事業・活動時の感染防止策<感染対策責任者> ● 感染対策のルールへ「参加者の特定」「健康チェックシート」「参加可能な健康状態」の項目の追加
第4版	2021年3月1日	 JFAガイドライン第9版により、長野県が示す感染警戒レベルに対応する内容の更新 JFAガイドライン第9版によって対照するページの修正 JFAガイドライン第9版に追加された移動・宿泊に関する項目について追加



1. 活動再開における共通理解事項

各種活動の再開にあたっては、JFAが策定した「JFA サッカー活動の再開にむけたガイドライン(47都道府県協会/9地域協会向け)」をもとに長野県内の状況をふまえた「NFAサッカー活動ガイドライン」を策定しました。事業実施については、原則下記の観点を踏まえた対応を行っていただくようお願いします。

また、事業実施にあたって、長野県および当該事業を行う市町村が発する方針に従うことが前提ですが、開催や実施に迷われた場合は、当該種別委員長やNFAにお問い合わせいただくともに、開催地や施設が所在する市町村のスポーツ所管課や衛生部局等へご相談下さい。

安全最優先

| 生命・健康の安全が最優先です。感染拡大のリスクを最小限とし、サッカーファミリー | が安全に活動できる環境になるよう対応をお願いします。

不当な扱い・差別等を許容しない

県内の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことは絶対にしないでください。また、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許さない強い姿勢を示してください。

「新しい日常」・「新しい生活様式」 への適応

Beforeコロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、「新しい生活様式」に適応しながら状況を十分に把握してガイドラインの運用をお願いします。

活動・事業を実施するにあたっては、感染対策責任者のもと、JFAのガイドラインの「新型コロナウイルス影響下における運営の手引き」をふまえ、運営ならびに参加チームおよび個人が十分な安全対策をとるようにしてください。

本ガイドラインは、競技会や研修会などの事業開催時の留意点について長野県の状況をふまえてJFAガイドラインに 準拠し作成しています。個々の事業の具体的な対応についてはJFAガイドラインに個別の手引きやチェックリストが示されているので随時参照してください。

競技会や研修会などの事業にともない、移動や宿泊の必要が生じる場合についても、感染リスクの軽減につとめるため、JFAガイドライン第9版 P21-23を参照してください。

<本ガイドラインの拘束力>

このガイドラインは、NFA主催事業を開催する場合の目安として遵守すべき留意点を上げています。そのため各連盟・郡市単位の活動やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありません。各チームにおいては、所属する連盟や市町村等の上位団体からの要請をふまえ判断してください。

2 NFAサッカー活動の目安



長野県が示す感染警戒レベルに沿って、NFA主催事業の活動の目安を示します。

活動にあたっては、県や市町村、教育委員会およびスポーツ統括団体、学校など上位団体の方針をふまえて総合的に活動内容や活動範囲を判断してください。また、感染予防、感染拡大防止のための十分な対策を講じてください。

長野県 感染警戒レベル		NFA事業	備考	
1	新しい生活様式への適応			
平常時	通常活動	通常の事業実施	海外からのチームの参加および海外遠征については、政府の方針や県の方針に従う。	
2	感染防止策の確実な実行 県外チームの来県については、当該県の感染状況をふまえ長野県が示す方針に従う。			
注意報	県外への遠征・合宿・大会参加 については、現地の状況を把握し て判断する。		感染拡大地域への往来、感染拡大地域 からのチーム・個人の招待、参加は控え る。	
3	技会・大会は観客の制限、無観客開係	催を検討する。会議、講習会、研修会は		
***	特別警報発出圏域・市町村がある場合	合、学校や行政の対応をふまえて判断す 「	်စ် 	
警報	県外遠征・大会参加については、 当該県の感染状況を把握し、 県・市町村などの要請に従う。	競技会・大会:感染状況をふまえ、無観客、制限付き開催の対応も検討する。 会議、講習会、研修会:リモート開催を検討する。	県が往来の自粛を求める都道府県、地域への往来は控える。また、同様に、当該地域からの参加要請を行わない。 長野県、市町村、教育委員会、学校など上位団体からの要請、指示に従う。	
4 / 5 特別警報	を検討する。会議、講習会、研修会は		現模の縮小、制限付き開催、開催地の変更など) との往来を控える。	
4 5 特別 特別 警報 警報 I II	がら、活動場所、参加人数、方 法を検討する。	き開催、開催地域の変更などを 検討する 会議、講習会、研修会: リモート	県・市町村・教育委員会からの社会活動・スポーツ活動に対しての要請をふまえ、事業の実施の可否、実施する場合の方法・内容について判断する。 学校の対応を十分考慮する。	
6		リモート開催が可能な場合は実施できる	業は、延期、中止、もしくは無観客を原則とす 5。	
緊急事態宣言		→ /出市 ₩ 1.77 出		

ご自身の地域の感染警戒レベルは県ホームページで確認してください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-sengen.html

客を原則とする。

できる。

日頃から「新しい生活様式」への適応をすすめ、感染警戒レベルや県・市町村から出される感染症情報を積極的に確認し、安全な活動ができるよう準備してください。

チーム活動は県・市町村からの要 |主催事業は延期、中止もしくむ観|サッカー活動について、特に要請がない場

リモートで開催可能なものは実施

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 newlifestyle.html

県外との往来について

(特措法に基づく)

1. 県、市町村、学校等の要請をふまえて対応してください。

請、学校の対応、状況を十分把

握して判断する。

2. 感染拡大地域および県が往来を控えるよう発出している地域・県への遠征、招待・招へいは原則として行わないでください。

合でも、不特定多数との人的接触が生じ

る活動を避け、日常的な感染予防対

策、感染拡大防止措置を徹底する。



3. 事業・活動の実施時の感染防止策

<感染対策責任者>

主管および参加チームは感染事前・試合日・事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築するため、それぞれ感染対策責任者を設置する。

3-1. 運営サイド 主催・主管者

	主催・主管者感染対策責任者	
事前	 ① 競技会における感染対策の立案。(運営マニュアルの作成) ② 競技会関係者および参加チーム、メディア等への感染対策計画の周知 ③ 手指消毒液等の設置の確認および体温計の管理 ④ 関係者の健康状態の把握 ● 健康チェックリストの作成とチェックシートおよびリストの提出依頼 	
会場	感染予防対策の実施 会場となる施設の感染予防対策をふまえた競技会・事業ごとの感染対策の実施・参加選手、スタッフ、大会役員の掌握(健康チェックリストの提出・保管)・3つの密をつくらない諸室の設定と換気できる状況をつくる・手指消毒/手洗いができる物品、環境の整備・ふき取り消毒ができる用品の用意・感染対策の呼びかけ、意識喚起の工夫(掲示物・張り紙・アナウンス・役員によるよびかけ)・観戦者がいる場合は観戦者を適切な行動に導く	
事後	感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認 健康チェックシート(チーム参加者:選手名簿:スタッフ名簿)の保管 役員のチェックシートの保管	

3-2. チーム・選手・チームスタッフ

事後

	チーム感染対策責任者
事前	チーム活動における「新しい生活様式」への適応 連絡体制・チェック体制の確立 チームの健康チェックシートの作成と提出準備 ©大会打ち合わせ事項の確認と、スタッフ・選手・保護者への周知
会場	感染予防対策の実施 ・参加選手・スタッフ健康チェックシートの保管(過去2週間の発熱の有無・当日の体温・健康状態の一覧) ・緊急時の連絡体制の確認 ・競技場内における、感染予防行動のチーム関係者(選手・スタッフ・保護者)への確認
事後	体調不良者および感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認 → 大会感染対策責任者へ連絡
	選手・チームスタッフ
事前	新しい生活様式に適応した生活をする。 健康チェックシートを使用して日々の検温と日々の体調の記録(毎朝検温・体調の記録をすることを習慣にしてください。) 緊急連絡先の確認 当日および過去2週間以内の発熱・体調不良や同居の家族、身近な人に感染を疑われる症状・体調不良の人があった場合は、自主的に参加を見合わせる。 感染対策ルールの励行
会場	○健康チェックシートの提出(感染対策責任者へ) ○ 3 つの密を避ける行動 ○咳エチケットの実行 ○手指消毒/手洗いを確実に行う ○感染対策ルールを守るとともに大会の留意事項を確実に行う
	○窓末対象が かどり むここのにハ云の田忌事項を唯大にコラ

3日以内に具合が悪くなったら(発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など)すぐにチーム感染対策責任者に連絡する。



3-3. 審判員

審判員は審判委員会のガイドラインを参照してください。

3-4. 技術委員·視察等

	技術委員・視察・テクニカルスタディーグループ等
事前	「新しい生活様式」に適応
	日々の検温と日々の体調の記録(健康チェックシートに記録する)
	体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は参加しない。
当日	○健康チェックリストの記入 (感染対策責任者の指示に従う)
	○3つの密を避ける行動 ○咳エチケットの実行 ○手指消毒/手洗いを確実に行う ○大会の留意事項を確実に行う
事後	3日以内に具合が悪くなったら(発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など)感染対策責任者に連絡する。

4. 活動の段階的な再開 (JFAガイドライン第9版 P25-P28)

新型コロナウイルスの感染状況によっては、活動を自粛せざるを得ない場合があります。一定期間活動を休止したのちに活動を再開する場合、個人およびチームでのコンディションの調整は重要です。

各チームおよび個人の活動再開にあたっては、「JFAガイドライン第9版」 P25-28を参照し、けがや熱中症への対策を十分とりながら試合に向けての準備をしてください。

JFAガイドラインに示されている期間はあくまでも目安です。選手一人ひとりの基礎的なフィットネスの状況や暑熱順化の状況をふまえた練習計画の作成、実施をお願いします。

JFAのホームページに、動画で考え方、トレーニングの実際が示されていますので、参考にしてください。

5-1. 競技会・試合運営の留意点

I 開催の判断

- 1.「NFAサッカー活動の目安」と自治体・教育委員会/学校が要請している内容をふまえ、十分な感染予防対策をとった上で開催できるかどうかを判断してください。
- 2. 感染警戒レベルが 4/5 (特別警報) で開催する場合は、無観客での開催を検討してください。 自治体や学校などが施設利用を認めない場合など、事業の中止、縮小、延期などを判断せざるを得ない場合があるので、対応について事前に検討しておいて下さい。

Ⅱ 競技会開催時の感染予防対策

- 1. 競技会の主管者は事前、競技会中、事後の感染予防対策を策定し、運営マニュアルとして関係者に周知して下さい。
- 2. 感染予防対策を含む運営マニュアル作成には、JFAガイドライン第9版の「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」を参考にし、参加者の種別や地区・地域の実情に応じた対応が盛り込まれるようにして下さい。

Ⅲ 感染対策ルール



1. 感染対策ルール

- ① 以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる。
 - 体調がよくない場合(例:発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚・臭覚の異常などの症状がある場合)
 - 同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との接触がある場合
- ② マスクを着用する。
- ③ 咳エチケットに十分配慮する。
- ④ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。
- ⑤ 社会的距離(できるだけ2m、最低1m)を確保する。
- ⑥ 3 密 (密閉、密集、密接)を避ける。
- ⑦ 握手、ハグ (抱擁) は行わない。
- ⑧ フィールド上で、唾・痰吐き、うがいなどは絶対にしない。
- 9 タオル、飲料ボトルの共用はしない。
- ⑩ 健康チェックシートを提出する。
- ① その他、JFA、NFAが示す注意事項を守る。

2. 参加対象者の特定(健康チェックシート提出予定者の特定)

参加チームは、試合やイベントに参加・帯同する可能性のある選手・スタッフに対し、当該競技会・試合・イベントの 3週間前には健康チェックシートを配布し、記入の準備を開始する。

NFAは参加チームから対象者リストの提出を求める。

3. 健康チェックシート

以下の内容を記載した健康チェックシートを回収し健康状態に問題がないことを確認する。

- ①氏名、生年月日、住所、連絡先
- ②競技会または試合開催2週間前から当日までの体温
- ③競技会または試合前2週間における以下の事項の有無
 - ・平熱を超える発熱・咳、のどの痛みなどの風邪症状・だるさ、息苦しさ・味覚や臭覚の異常
 - ・身体が重く感じる、疲れやすい等 ・新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在 住者との接触がある場合

4. 参加可能な健康状態について(JFAガイドライン P32-33)

競技会または試合開催2週間前から当日までの健康状態において、発症及び症状消失の状況が認められた場合、 以下の①および②の両方の条件を満たす状況であれば出場・参加が認められる。

- ① 発症後に少なくとも8日が経過している。
- ② 薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後にすくなくとも3日間が経過している
 - * 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
 - ** 咳、のどの痛み、息切れ、全身倦怠感、下痢など

※ 8日が経過している : 発症日を0日として8日間のこと

※ 3日が経過している:解熱日、症状消失日を0日として3日間のこと

5. 移動・宿泊について

競技会・研修会・イベントへの参加にあたり、宿泊・移動が発生する場合の留意点については JFA ガイドライン 「共通理解事項 」 P21-23 および同ガイドライン 「競技会・試合運営の手引き」 P33-35を参照してください。



5-2. 競技会・試合運営の留意点 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」より抜粋

主管者・運営サイド(感染対策責任者) 事前 (JFAガイドライン第9版 P30-37を参照) 感染対策責任者の設置 参加者・来場者への事前連絡事項(チームの感染対策責任者の配置とその報告および体調が 悪い時の参加見合わせのお願い) 1. 健康チェックシートの依頼、チェックリストの作成と当日チェックシート提出の依頼 2. 監督会議や代表者会議の方法の工夫 当日 (JFAガイドライン第9版 P38-55を参照) 感染防止策を以下の点で実施できるよう運営(物品、掲示物、アナウンス、役員による巡回や呼 びかけ等) (1)諸室の管理(消毒、換気、3つの密を回避する具体的な内容) (2)手洗い場、トイレの使用における感染リスクを減らすための具体的な使用者へのお願い (3)ロッカールーム、審判控室などの使用上の留意事項の徹底や感染予防策の実施 (4)ベンチの設置方法 (5)競技運営における感染対策の確認 ・警戒レベル3以上の場合、試合当日の検温(参加チーム・審判員) ・試合前後のセレモニーにおける「新しい生活様式」をふまえた方法の確認 (6)メディア・観客等来場者への対応 (7)当日の会場における緊急時の連絡体制・対応体制の確認 (8)ゴミなどの片付け方法 事後 (JFAガイドライン第9版 P55を参照) 万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認 健康チェックリスト(チーム参加者:選手名簿:スタッフ名簿)/役員のチェックリストの保

JFAガイドライン第9版「新型コロナウイルス影響下における競技・試合運営の手引き」を参考に、各競技会で運営マニュアルを作成して開催して下さい。

管 → 感染対策責任者



本ガイドラインは、今後の県内の状況、JFAや日本スポーツ協会などの上位 団体のガイドラインに変更があった場合や、政府や県・市町村の方針などにより、NFAが必要と判断した場合に、随時更新・改訂を行うものとします。